

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①国内の規制、及び海外からの渡航に関する規制の変更について

4月30日、MOHは各種規制の変更を発表しました。

<主なポイント>

- ・5月1日23時59分以降、追って通知があるまで、過去14日間にバングラデシュ、ネパール、パキスタン、スリランカへの訪問歴のある渡航者はシンガポールへの入国、およびシンガポールでのトランジットが許可されない。
- ・5月2日23時59分以降、過去14日間にタイへの訪問歴のある渡航者は、シンガポールへの入国時、SHN施設での隔離が必要となる。
- ・フィジー、もしくはベトナムからの入国者は、訪問歴やシンガポール国内の居住地に関する要件を満たす場合、居住地にて14日間の隔離を行うことができる。
- ・タントックセン病院へ4月18日以降、訪問した方には、訪問日から14日間健康状態をチェックすることとあわせて、政府が指定する施設でPCR検査を受けることを推奨する。
- ・今後、社会的な交流 (social interactions) は、1日2回までに制限される。
- ・雇用主は、従業員が自宅で仕事をすることが可能であれば、在宅での勤務を認めるべきである。
- ・5月1日から14日にかけて、モールやバーベキューピット、キャンプサイト、アトラクション施設での規制が強化される。

詳細は下記 MOH のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/updates-on-local-situation-border-measures-for-bangladesh-nepal-pakistan-and-sri-lanka-thailand-and-precautionary-measures-to-minimise-transmission-from-tan-tock-seng-hospital-cluster>

以上

<本件担当> JCCI 事務局 (担当: 清水) E-mail: info@jcci.org.sg